

の区域 [特保]道指定温根沼鳥獣保護区のうち国有林根釧東部森林管理署1011林班ろ、ハ及びニの各小班の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号[特保 第817号])

《293》① **養老牛鳥獣保護区** 489ha[特保77ha][森林鳥獣生息地]
② 標津郡中標津町に所在する国有林根釧東部森林管理署443林班い、い1からい3、イ及びロの各小班並びに444林班いからち、ち1、りからる及びイの各小班の区域 [特保] 養老牛鳥獣保護区のうち国有林根釧東部森林管理署444林班い小班の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号[特保 第817号])

《294》① **伊茶仁鳥獣保護区** 414ha[森林鳥獣生息地]
② 標津郡標津町字伊茶仁に所在する国指定の天然記念物「標津湿原」(96番地の1を除く)及び国指定の史跡「標津遺跡群伊茶仁カリカリウス遺跡」の区域
③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日 (H30. 9. 28 第650号)

《295》① **望ヶ丘森林公園鳥獣保護区** 47ha[身近な鳥獣生息地]
② 標津郡標津町南7条西2丁目1番2から4まで、6から12まで、同南7条西3丁目1番2から7まで、2番1から4まで、3番1及び同町字標津1326番177の区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日 (R2. 9. 30 第603号)

《296》① **初田牛鳥獣保護区** 86ha[特保43ha][希少鳥獣生息地]
② 根室市に所在する根室森林計画区40林班3、20、152の各小班、45林班1から3の各小班、75林班16小班及び前記各小班に接する別当賀川(河川敷地を含む。)の区域 [特保]道指定初田牛鳥獣保護区のうち、根室森林計画区40林班3、20、152の各小班、75林班16小班及び前記各小班に接する別当賀川(河川敷地を含む。)の区域
③ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第513号[特保 第514号])

【 特定猟具使用禁止区域 】

【空知総合振興局管内】

《1》① **晩沼特定猟具使用禁止区域** 7ha
② 銃器
③ 空知郡南幌町字南幌町809番3から7までの区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《2》① **北村特定猟具使用禁止区域** 7ha
② 銃器
③ 岩見沢市北村豊里941番、942番、1090番から1097番まで、1099番、1100番の区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《3》① **浦臼特定猟具使用禁止区域** 63ha
② 銃器
③ 樺戸郡浦臼町字黄白内に所在する国道275号と浦臼町道13号との交点を基点とし、この点から同町道を南東に770m進み用水路との交点に至り、この点から同用水路を南西に進み同町字キナウスナイ188番地54と同188番地86の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、この点から同農道を南東に進み町道中島線との交点に至り、この点から同町道を南西に進み同188番地189と同188番地181の地番界との交点に至り、この点から同地番界、同188番地180と同188番地189の地番界、同188番地12と同188番地180の地番界を順次、北西、南西、北西、南西に進み鶴沼川との交点に至り、この点から同川左岸を南南西に進み同196番地558と同196番地26の地番界の見通線との交点に至り、この点から同見通し線、同地番界を北西に進み農道との交点に至り、この点から同農道を北西に進み町道沼見線との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道275号との交点に至り、この点から同国道を北東に進み基点に至る線に囲まれた区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《4》① **砂川特定猟具使用禁止区域** 71ha
② 銃器
③ 砂川市豊沼町57番1から3まで、58番、59番1から3まで、60番、61番1、2、62番1から3まで、63番、64番1から4まで、65番1から3まで、66番、67番1から3まで、68番、69番、70番1、3、71番1、72番、339番1から3まで、同市西豊沼町211番1、212番、空知郡奈井江町字奈井江435番1、2、437番、440番地1、2の区域
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《5》① **雨波山特定猟具使用禁止区域** 99ha
② 銃器
③ 空知郡奈井江町字東奈井江59番地3、4、7、232番地3及び4の区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《6》① **神威岳特定猟具使用禁止区域** 160ha
② 銃器
③ 歌志内市内に所在する道有林空知管理区213林班3小班の一部、5小班、92小班の一部、94、95、98の各小班、214林班1小班、7小班の一部、20小班、25、26、52、53の各小班の一部、54小班、71小班の一部、72小班、93小班の一部、95、98の各小班の区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《7》① **旭特定猟具使用禁止区域** 136ha
② 銃器
③ 芦別市に所在する国有林空知森林管理署3100林班、3101林班の区域
④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《8》① **野花南湖特定猟具使用禁止区域** 72ha
② 銃器
③ 芦別市に所在する野花南ダムの堤体と空知川右岸の交点を始点として、この点から堤体を南西に進み同川左岸との交点に至り、この点から同川左岸を上流に進み、芦別市道野花南天狗の鼻線を北側に見通した線との交点に至り、この点から北北東に進み同川と天狗の山川との合流点に至り、この点から空知川右岸を下流に進み始点に至る線に囲まれた水面(野花南湖)の区域
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《9》① **清陵特定猟具使用禁止区域** 18ha
② 銃器
③ 夕張市清水沢清陵町199番地の1の北西端と夕張川左岸河川区境界との交点を起点とし、この点から同界を南に進み同町77番地の西端に至り、この点から南清水沢4丁目107番地8の北端に至り、この点から同川右岸河川区境界を北に進み同町2丁目6番地の北東端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《10》① **皆楽特定猟具使用禁止区域** 27ha
② 銃器
③ 樺戸郡月形町字新生19番の東端と旧石狩川左岸河川区境界との交点を起点とし、この点から同界を西に進み同字10番2の東端に至り、この点から同町字皆楽町1516番1の東端に至り、この点から同川右岸河川区境界を東に進み同町3839番の南端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《11》① **月ヶ湖特定猟具使用禁止区域** 41ha
② 銃器
③ 樺戸郡月形町字篠津原野1895番、1896番の一部、同町字当別原野417番2の一部、町道北18号道路敷地の一部及び大沼、小沼の河川敷地(月ヶ湖)に位置する北海道自然環境等保全条例第22条の月ヶ湖学術自然保護地区の区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《12》① **南幌親水公園特定猟具使用禁止区域** 66ha
② 銃器
③ 空知郡南幌町277番1及び2、278番1から9まで、541番1、541番5から7まで、541番10、541番12、541番15から18まで、806番10、806番11、806番18、806番19、1068番5、1221番7、1221番8、1221番12、1257番2、1360番、1411番1、1412番、3805番、3826番、字幌向原野911番1、911番2、911番4、911番5、912番2、913番1から4まで、914番1、914番3から6まで、915番1から4まで、916番4、939番2、939番6から14まで、1099番1から5まで、1100番1、1100番3から6まで、1221番1から6まで、1221番11、字中樹林1708番1及び2、1709番、1710番から1713番まで、1714番1及び2、1715番1及び2、1716番1から3まで、1717番、2296番1から5まで並びにこれらの地番に介在する普通河川敷地の区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《13》① **丹羽沼・鶴田沼特定猟具使用禁止区域** 23ha
② 銃器
③ 雨竜郡雨竜町に所在する丹羽の沼河川敷地及び隣接する字伏古47番115並びに鶴田の沼河川敷地及び隣接する字尾白利加94番150、160、161、170の区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《14》① **ネシコシ特定猟具使用禁止区域** 36ha
② 銃器
③ 千歳市中央及び夕張郡長沼町馬追原野に所在するネシコシ排水路(排水路敷地を含む)のうち、千歳市道根志越第2道路(鶴沼橋)と道道馬追原野北信濃線(大学橋)とに挟まれた区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《15》① **上幌特定猟具使用禁止区域** 0.33ha
② 銃器
③ 岩見沢市栗沢町上幌1123番地7の区域
④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第649号)

《16》① **古山ため池特定猟具使用禁止区域** 28ha
② 銃器
③ 夕張郡由仁町古山417、418-1、419、426、428-1、431-1、439、440番地及び431-1、439、440番地に囲まれた河川敷地並びに417、418-1、419、420、422、426、428-1番地に囲まれた河川敷地の区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《17》① **晩翠遊水地特定猟具使用禁止区域** 140ha
② 銃器

【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

③ 空知郡南幌町に所在する晩翠遊水地（空知郡南幌町175番1から3、5、8、9、12から15、18、22から24、26、27、30から32、37から44、47から51、54から59、61、176番1から12、232番1から7、325番1から3、326番1から3、337番3から5、7、11から15、340番1、2、4から6、11、28から30、345番1、349番1から4、12から14、520番3、5、6、8から14、540番1から7、541番9、13、14、19、20、593番4、6、7、13、14、652番3、660番4から6、769番1、4から7、806番1、5から9、12、14、20から22、807番14から17、817番1、5、6、11から13、833番1、2、5、7、862番1、4から6、866番1、7から11、872番1、2、916番11、1027番2から5、7、23から25、27、28、31から33、37、39から42、1028番29、1221番13、14、15及び同町字幌向原野407番7、650番1、3から16、652番1、2、4から8、870番1、3から7、874番8、14から19、916番2、11、929番1、4から6、939番15、942番1、5、6）の区域
④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9. 30 第605号）

【石狩振興局管内】

《18》① **江別市朝日町特定猟具使用禁止区域** 18ha

② 銃器

③ 江別市朝日町に所在する千歳川右岸河川敷地境界標R19を起点として、この点から同河川敷と民有地との境界を境界標と境界標を結ぶ線に沿って東に進み同河川敷地境界標R33に至り、この点から千歳川左岸河川敷地境界標L68-1を見通した線を南西に進み千歳川右岸に至り、この点から同川右岸を北西に進み境界標R19から千歳川左岸河川敷地境界標L58-2を見通した線との交点に至り、この点から北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9. 28 第651号）

《19》① **世田豊平川特定猟具使用禁止区域** 30ha

② 銃器

③ 江別市工業町12番1及び12番2、角山64番22と角山64番23の境界南端と元野幌943番2と元野幌941番2の境界北端を結ぶ線から東側に所在する道道札幌北広島環状線までの河川敷区域、元江別858番1、3及び4の区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9. 30 第515号）

《20》① **越後沼特定猟具使用禁止区域** 21ha

② 銃器

③ 江別市江別太659番（市道南2線道路）、550番7及び河川敷地との交点を起点とし、この点から江別太659番（市道南2線道路）と河川敷地との境界を北東に進み江別太551番6との交点に至り、この点から河川敷地と江別太551番6との境界を南東に進み江別太682番39と江別太594番1との交点に至り、この点から江別太594番1と河川敷地との境界を南に進み江別太594番2と市道江別太3号側道との交点に至り、この点から市道江別太3号側道と河川敷地との境界を南西に進み市道江別太6号側道、江別太593番113と江別太593番114の交点に至り、この点から江別太593番114と河川敷地との境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日（R1. 9. 27 第636号）

《21》① **花咲特定猟具使用禁止区域** 503ha

② 銃器

③ 石狩市に所在する道道花咲札幌線（道路敷を除く。）と道道矢白場札幌線（道路敷を除く。）との交点を起点とし、この点から同花咲札幌線を西に進み道道石狩手稲線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同道路を北北東に進み国道231号（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同国道を北北東に進み市道志美北3線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同市道を東南東に進み茨戸川右岸築堤を見通して同築堤（河川敷含む。）に至り、この点から同築堤を上流に進み道道矢白場札幌線との交点に至り、この点から同道路を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9. 30 第605号）

《22》① **モエレ沼特定猟具使用禁止区域** 190ha

② 銃器

③ 札幌市東区モエレ沼公園の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日（R1. 9. 27 第636号）

《23》① **伏籠川特定猟具使用禁止区域** 15ha

② 銃器

③ 札幌市東区丘珠町の道道丘珠空港東線（丘珠錦橋）と同市北区篠路町上篠路の市道十軒第3支線（十軒3の橋）との間に所在する伏籠川（河川敷地を含む。）の区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9. 30 第515号）

《24》① **千歳湖特定猟具使用禁止区域** 63ha

② 銃器

③ 千歳市美々758番2、3、6、12、13、21、26、27、59、106から121までの区域及びこれらの地番、同市美々758番70と美々川河川敷地の境界、同市美々758番70の地番界の南端と同市美々758番61と62の地番界の北東端を結ぶ線に囲まれた区域（水面を含む。）

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日（R3. 9. 28 第633号）

《25》① **野津幌川特定猟具使用禁止区域** 37ha

② 銃器

③ 札幌市厚別区厚別北4条に所在する札幌市道厚別東北郷線（厚幌橋）と江別市大麻に所在する道道東雁来江別線（9号橋）との間に所在する野津幌川（河川敷地を

含む）の区域及び札幌市厚別区厚別北4条に所在する道道大麻東雁来線（小野津幌川橋）と野津幌川合流点との間に所在する小野津幌川（河川敷地を含む。）の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9. 28 第651号）

《26》① **新川特定猟具使用禁止区域** 88ha

② 銃器

③ 札幌市西区の新川左岸（河川敷地を含む。）と市道発寒第12号線（天狗橋）との交点を起点とし、この点から同川左岸沿いに北西に進み、国道337号線（第1新川橋）との交点に至り、この点から同橋延長線を北東に進み新川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同川右岸沿いに南東に進み、市道発寒第12号線（天狗橋）との交点に至り、この点から同市道（天狗橋）を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9. 29 第571号）

《27》① **豊平川特定猟具使用禁止区域** 186ha

② 銃器

③ 札幌市東区の豊平川左岸（河川敷地を含む。）と国道12号（東橋）との交点を起点とし、この点から同川左岸沿いに北東に進み、国道275号雁来大橋延長線との交点に至り、この点から同橋延長線を東に進み豊平川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同川右岸沿いに南西に進み国道12号との交点に至り、この点から同国道を北西に進み基点に至る線に囲まれた区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9. 29 第571号）

《28》① **千歳市蘭越特定猟具使用禁止区域** 207ha

② 銃器

③ 千歳市蘭越3番4の北端と千歳川河川区域右岸の交点を起点とし、この点から同川河川区域右岸線を上流に進み、同川河川区域右岸線と国有林石狩森林管理署5362林班と5372林班との交点に至り、この点から左岸側に北西に進み5354林班と5362林班と蘭越9番1の南西端と同川左岸河川区域の交点に至り、この点から9番1と同川左岸の河川区域の境界を東に進み、83番と同川左岸の河川区域と財務省所管地の交点に至り、この点から財務省所管地と83番の境界を北並びに北西に進み28番1の北端に至り、この点から財務省所管地と28番1の境界を南東に進み、29番1と財務省所管地の交点に至り、この点から29番1と30番1の境界を南西に進み、29番1と29番5と30番1と30番3の交点に至り、この点から30番2と30番3の境界を南東に進み26番2と27番1と27番4の交点に至り、この点から26番2と27番4の境界を南に進み内別川左岸河川区域に至り、この点から26番105と同川左岸河川区域を東に進み、取水堰堤から下流30mの地点の左岸側に至り、この点から右岸側へ南に進み10番18の北端と同川右岸河川区域の交点に至り、この点から同川右岸河川区域と10番2と10番9の交点に至り、この点から10番1の北端の点に延長した線を進み10番1の北端に至り、10番1と10番2の境界を南西に進み10番2と10番50と同川右岸河川区域の交点に至り、10番50と内別川右岸河川区域の境界を南西に進み、10番51と10番56と62番22と同川右岸区域の交点に至り、この点から62番22と10番56の境界を南西に進み62番22と1626番3と千歳川左岸河川区域に至り、この点から1626番3と同川左岸の河川区域の境界を東に進み58番34の南東端と同川河川区域の交点に至り、この点から90番32と同川左岸河川区域の境界を北東に進み85番8の東端と同川河川区域の交点に至り、この点と起点に至る線に囲まれた区域のうち、蘭越62番5、62番10から21まで、1624番1から14まで、1625番1から11までを除いた区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日（H28. 9. 27 第575号）

《29》① **当別・石狩川特定猟具使用禁止区域** 113ha

② 銃器

③ 石狩郡当別町川下に所在する十九線橋と石狩郡当別町川下570地先の河川堤防との交点を起点とし、この点から堤防沿いに西に進みJR北海道札幌線（学園都市線）との交点に至り、この点から同線に沿って南西に進み同線と札幌市北区篠路町福移196の堤防天端との交点に至り、この点から堤防沿いに南東に進み同市東区中沼町215の札幌市福移沼端線起点部にいたり、この点から北東に進み江別市八幡122-19地先の堤防天端との交点に至り、この点から堤防沿いに北西に進み十九線橋との交点に至り、この点から十九線橋に沿って北へ進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9. 30 第605号）

【後志総合振興局管内】

《30》① **小樽祝津特定猟具使用禁止区域** 67ha

② 銃器

③ 小樽市祝津に所在する道道小樽海岸公園線祝津トンネルの北口道路敷地界東端を起点とし、この点から同道路を北西に進み市道祝津山手線北側道路敷との交点に至り、この点から同市道を北西に進みニセコ積丹小樽海岸国定公園オタモイ線道路（歩道）との交点に至り、この点から同道路（歩道）を北西に進み石狩森林管理署4174林班と同市祝津4丁目363番1号の境界との交点に至り、この点から同境界線を北に進み4174林班の境界標71番1に至り、この点から下赤岩岬の北端を結ぶ線を直進し同岬北端に至り、この点からトド岩南端、日和山燈台岬北東端、高島岬東端、長磯東端を順次進み、シマモイ岬北東端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9. 28 第651号）

《31》① **京極ふきだし公園周辺特定猟具使用禁止区域** 15ha

② 銃器

③ 虻田郡京極町に所在する尻別川右岸（低水敷を除く。）とワッカタサップ川左岸（低水敷を除く。）との交点を起点とし、この点からワッカタサップ川左岸（低水敷を除く）を上流に進み宇京極125番1の西端と宇三崎13番8の東端とを結